

農業委員・農地利用最適化推進委員の女性登用等に関する申し合わせ決議

農業委員は、平成28年4月に施行された改正農業委員会法により、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが明記されています（第8条第7項）。全国農業委員会女性協議会としてもこの間、「女性が一人も登用されていない農業委員会の解消」、「一農業委員会あたり複数の女性の選出」を目標に市町村長への要請活動や女性委員候補者への勧誘等のポイントとなる取組を積極的に展開してきました。

その結果、全国で女性の農業委員が3,338人（14.4%）、農地利用最適化推進委員が711人（4.0%）、合計4,049人の女性が登用され、着実に増加しています。

一方、令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、女性の農業委員の登用率を令和7年度までに30%を達成するよう目標が定められています。

農業委員会として期待されている「農地利用の最適化」について、性別にとらわれない多様な視点で推進していくためには、これまでにも増して男性とも一緒に地域全体で女性委員の登用に取り組んでいくことが必要です。

以上から、下記の事項について申し合わせ、目標の達成および「農地利用の最適化」が着実に進むよう取り組むことをここに決議します。

記

1. 女性の農業委員・推進委員の登用率向上への取組を推進しよう

女性の農業委員が一人もいない農業委員会の解消に努めるとともに、女性の農業委員の登用率30%の目標達成に向けた取組を推進すること。

加えて、農業委員会の現場活動にも女性の視点を取り入れるため、推進委員の登用促進にも取り組むこと。

2. 任命権者等へ女性の登用の重要性を働きかけよう

農業委員会の会長や男性委員に、農業委員会の運営にあたっての女性委員の必要性を訴え、理解いただくとともに、任命権者である市町村長・市町村議会議長等に対して女性登用に向けた働きかけを行い、機運の醸成を図ること。

3. 次代の女性の農業委員・推進委員の掘り起こしに男性委員とともに取り組もう

農業委員会の役割や活動について女性農業者の理解を深める取り組みを進めるとともに、女性農業者の委員への立候補や任期継続がしやすい環境の整備、さらに候補者を支援するためにその家族や地域にも働きかけの実施、これらの取り組みを女性委員だけでなく男性委員と協力して推進すること。

以上

令和8年1月22日
第16回全国農業委員会女性協議会総会